

長崎大学における反社会的勢力に対する基本方針

〔平成27年3月27日〕
学 長 裁 定

国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守する。

- 1 本学は、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
- 2 本学は、反社会的勢力による不当要求に対しては、学生、職員及び役員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
- 3 本学は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- 4 本学は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対応を行う。
- 5 本学は、反社会的勢力への資金提供や裏取引は絶対に行わない。